



(秘密保持)

第5条 甲及び乙は、本委任業務の遂行に際し知り得た相手方の秘密情報（個人情報を含む。）を秘密に保持し、これを目的外に使用したり、第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、次の場合はこの限りでない。

- (1) 相手方から提供を受ける前に既に保有している情報
- (2) 第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず独自に開発した情報
- (4) 相手方から提供を受ける前に既に公知であった情報及び秘密保持義務違反することなく公知となった情報

(契約期間)

第6条 本契約の有効期間は、本契約締結日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれかから期間延長等の申し出があった場合、甲乙別途協議のうえ書面で双方合意した期間延長されるものとする。

(協議事項等)

第7条 本契約に定めない事項が生じた場合又は本契約のいずれかの条項に疑義を生じた場合、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを処理・解決するものとする。また、本契約は、日本国法を準拠法とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲：東京都港区三田3-13-12

一般財団法人日本規格協会

国際標準化ユニット長

〇〇 〇〇 印

乙：〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

国際標準化専門家（IHS〇〇〇〇〇〇〇〇）

〇〇 〇〇 印